

## 南相馬市地域自治区地域協議会に関する規則

平成18年1月1日規則第156号

改正

平成18年6月30日規則第177号

平成20年3月28日規則第7号

平成20年4月28日規則第21号

平成22年2月26日規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、相馬郡小高町、同郡鹿島町及び原町市の廃置分合に伴う地域自治区の設置等に関する協議書（以下「協議書」という。）に基づき、地域自治区地域協議会（以下「地域協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 地域協議会の委員は、協議書6に定めるとおりとする。

- 2 多様な意見を反映するために委員の一部を公募する。ただし、その数は8人以内とする。
- 3 委員の選定にあたっては、地域自治区に推薦委員会を設置し、地域の特性や選定過程の公平性、透明性に配慮しなければならない。

(推薦委員会)

第3条 推薦委員会は、市長の求めに応じて、次のことを行う。

- (1) 公共的団体の数を具申し、当該公共的団体にふさわしい団体を推薦すること。
- (2) 見識者を推薦すること。
- (3) 公募する委員の数を超えて応募があった場合において、応募者の中から委員とすべき者を選考し推薦すること。
- 2 推薦委員会の構成員は、5人以内とし、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。
- 4 推薦委員会に委員長及び副委員長を置き、その選任は委員の互選による。

(会議)

第4条 会議の内容は、区域の市民に公表しなければならない。

- 2 執行機関は、委員が意見を述べやすいようにするため、所掌事項に関して有する情報を適宜適切に開示し提供する。

(個人情報等の取扱い)

第5条 委員又は委員であった者は、南相馬市個人情報保護条例（平成18年南相馬

市条例第23号)の趣旨を踏まえ、職務上知り得た個人情報等については、その保護に十分配慮するよう努めなければならない。

(庶務)

**第6条** 地域協議会の庶務は、各区役所地域振興課において所掌する。

(その他)

**第7条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

**附 則** (平成18年規則第177号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成20年規則第7号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則** (平成20年規則第21号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成20年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に区長がした処分、手続その他の行為(以下「処分等の行為」という。)は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

3 この規則の施行前に区役所の理事がした処分等の行為は、区役所長によってされた処分等の行為とみなす。

**附 則** (平成22年規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、同日以後初めて行われる委員の公募から適用する。